

序 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

「汝に関東の華をとらす」。現代の暮らしへとつながる前橋の歴史は、初代藩主となる酒井重忠が徳川家康から賜ったとされる、この言葉から始まった。

当初、3万石の小藩であった前橋は、やがて関東有数の17万石へと躍進し、「関東の華」にふさわしい繁栄を誇った。ところが、度重なる利根川の氾濫によって前橋城が崩落。川越への移城により前橋城は取り壊され、藩主不在の分領時代が長く続き、城下町は荒れ果てていった。その危機に立ち向かったのが、生糸商を中心とする前橋の領民たちだった。彼らは、廢城の屈辱を復興への原動力に変え、幕末にはついに前橋藩の再興を果たし、明治に入ってからは官民を挙げた県庁誘致活動により「県都」の栄誉を得て、製糸業の隆盛とともに「生糸のまち」として歩んでいくこととなる。その後、世界は戦争の時代に突入し、前橋も空襲によって市街地の八割が焼け野原となるが、官民が力を結集して全国に先駆けて復興を完了すると、町村合併により市域を拡げ、高度成長の時代の中で発展を続けた。

このように時代を大局的に眺めると、前橋はいくつもの危機を「官民連携」によって乗り越えてきたことが分かる。そして、それをなし得た原動力には、「『関東の華』『県都』としての高い誇り」と、誇りを取り戻そうとする「復興への心意気」があり、背景にはいつも「生糸」の存在があった。

近代以降、前橋は群馬の政治・経済・文化を牽引する中心的な役割を果たし、市民の多くが「生糸のまち」であった歴史を認識し、県都であることに誇りを感じていた。しかし、わが国全体が低成長の時代に入ると、前橋でも活力低下の傾向がみられるようになり、「県都の誇り」の意識も低下していった。そして、人々の生活様式や価値観が多様化する現在、少子高齢化の加速も相まって、県都のさらなる求心力低下が懸念されている。

これまでの歴史に照らし合わせて考えると、現在は、藩主不在、廢藩置県、前橋空襲に続く「第四の危機」にあるといえる。こうした時代であるからこそ、かつて前橋がいかにその誇りを保ち、復興を果たしてきたのか、歴史に学ぶことの意義は大きい。また昨今、政府は地方創生による地域活力の向上を要請している。地方創生には、持続可能な「成長戦略」とともに、都市の個性を伸長する「成熟戦略」が必要である。都市の成熟とは、都市の質感を高めること。そして都市の質感は、その都市で暮らす人々をつなぐ、誰もが共有できる価値である歴史や文化に象徴される。

前橋は、誇るべき豊かな歴史とさまざまな文化を有している。しかし、知名度の高い歴史的資源が数多くあるわけではない。それは、城下町の荒廃や前橋空襲による焼失が大きな要因であるのは事実だが、むしろ、現代における都市化政策の結果でもある。その分、こうした困難を潜り抜けて今なお残る歴史的資源には、前橋の歴史を物語る特徴的なものが多く、都市の質感を形成するうえで極めて大切であるが、手立てなしでは、これらもいずれ失われていくことになる。

写真提供：宮内庁書陵部



利根川の浸食により前橋城が崩落



廢藩置県により都市消滅の危機



空襲により市街地の8割が焼失

第一の危機

第二の危機

第三の危機

現在

- ・中心市街地の空洞化
- ・少子高齢化の進展
- ・都市間競争の激化
- ・世界的感染症の拡大etc...

第四の危機

本市では、昭和 38 年（1963）に文化財保護条例を定めて以来、長らく文化財の保存と活用に取り組み、平成 11 年（1999）には文化政策の部署を創設し、歴史顕彰や文化振興にも注力してきた。ところが当時は、道路整備や再開発、区画整理など、いわゆる都市整備（まちづくり）部門と歴史文化行政との間には一定の距離感があり、そのことが歴史的資源を損なう一因となっていた。

そうした中、平成 20 年（2008）に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号・通称 歴史まちづくり法）」（以下、歴まち法）が施行された。この法律は、歴史的な街並みと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承させていくために制定されたもので、歴史まちづくりを進める自治体が「歴史的風致維持向上計画（以下、歴まち計画）」を作成し、これを国が認定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業による支援や法律上の特例措置といった、重点的な支援を受けることができる仕組みである。中でも、歴まち計画については、①当該自治体における歴史的風致を明らかにすること、②重点的に維持向上を図るべき区域=重点区域を定めること、③計画上の各種取組は重点区域のみならず自治体全体の活性化につながるものであることが求められている。つまり、歴まち計画の策定は、まちづくりにおける歴史的資源の位置付けを明確化するものであるとともに、本市においては、歴史文化を地域活性化のコンテンツとして活用する姿勢を示すことにつながるものであると捉えた。

歴まち法の施行を受け、本市では平成 25 年（2013）に「歴史文化遺産の活用」を主眼とする取り組みを開始、全国に誇りうる歴史文化遺産の発掘とその活用方法の研究を通じて歴史まちづくりへのアプローチを開始した。一方、本市のまちづくりの動向をみると、平成 28 年（2016）の前橋ビジョン「めぶく。」の発表を皮切りに、企業経営者で構成するまちづくり団体の発足や、民間団体が主力となって策定したまちづくりのテーマ「GREEN & RELAX」、官民が共有するまちづくりの羅針盤「前橋市アーバンデザイン」の策定など、民主導による大きなうねりが胎動し始めていた。特に、アーバンデザインが掲げる方針の一つである「ローカルファースト」には、最大限活用すべき地域固有の資源として、歴史的建造物や産業遺産、伝統文化などが示されており、民間主導型のまちづくりにおいても歴史文化が重要視されていることが明らかであった。

こうした動きとタイミングを合わせるかのように、平成 30 年（2018）に明治期を象徴する建造物群である臨江閣が、令和元年（2019）に大型養蚕住宅である塩原家住宅が相次いで国の重要文化財に指定された。このことは、本市が歴まち法第 5 条第 2 項に定める「重点区域における国指定文化財の存在要件」を満たしたこと意味するとともに、生糸や養蚕といった歴史特性を生かしたまちづくりへの期待感を醸成し、本市が本格的に歴史まちづくりに取り組む明確な動機となり、根拠となったのである。

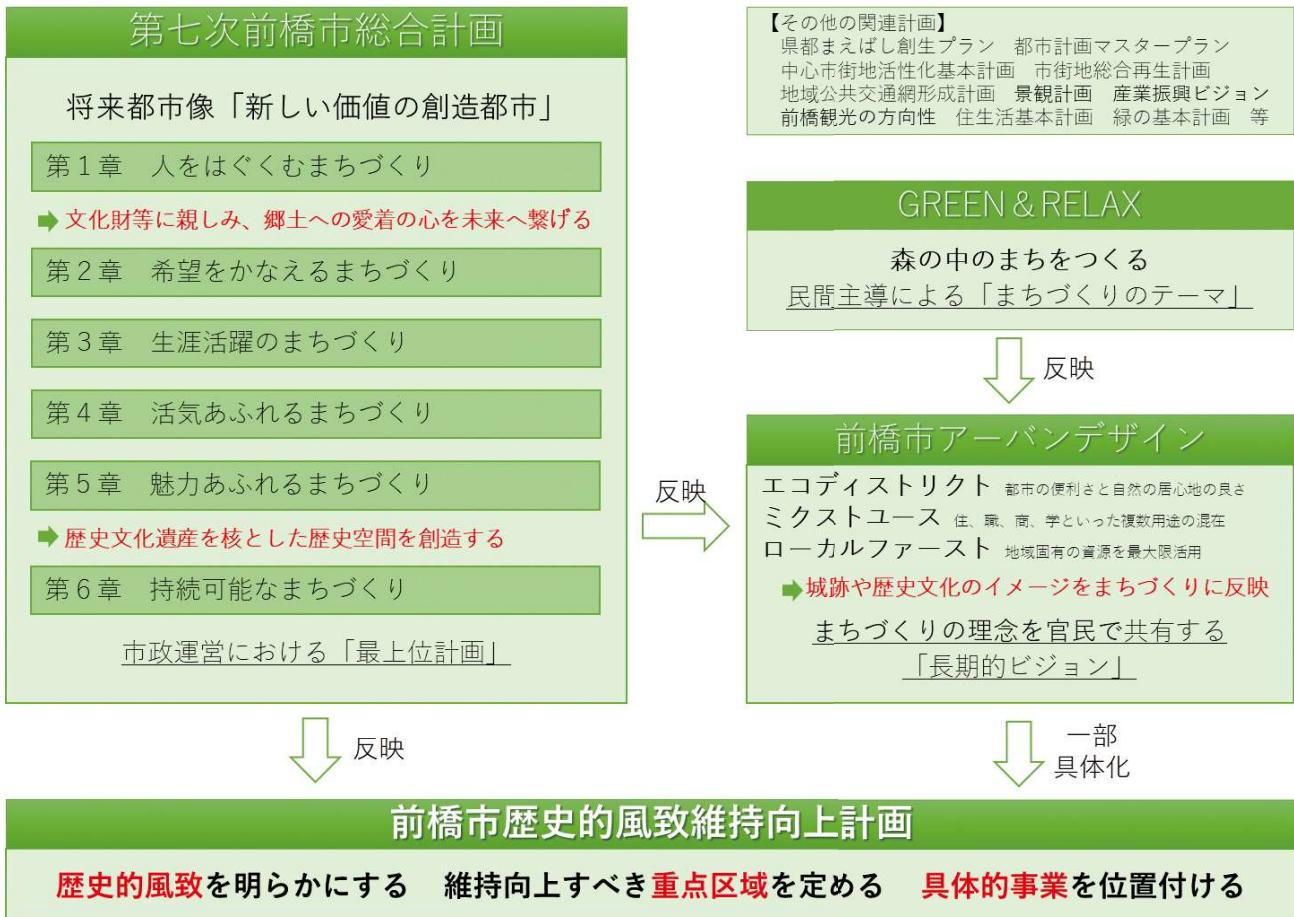
そこで、本市の誇りある歴史を顕彰し、後世へ語り継ぐのみならず、歴史上の「第四の危機」を乗り越え、質感の高い都市を実現するため、歴史文化を生かしたまちづくりの具体策として、歴まち計画（以下、本計画）を策定することとした。今後、本計画に基づき、本市が誇る歴史的風致の維持及び向上を図り、「前橋らしい歴史性」が感じられる街並み形成を進めていく。

近代黎明期、当時のまちづくりを支えたのは、後に「前橋二十五人衆」と呼ばれる領民たちであった。現在、本市には「令和の二十五人衆」と称しても過言ではない高い民力がある。県都の誇りを胸に、これまで本市の歴史的危機を何度も救ってきた「官民連携」の心意気が發揮されれば、本市は再び活力を取り戻し、「令和復興」を果たすことができるだろう。歴史がそれを裏付けている。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第七次前橋市総合計画」における将来都市像「新しい価値の創造都市」の実現に寄与する手段の一つとして定めるものであり、他法令による規定やその他のまちづくり計画との整合に留意しながら策定した。

また、具体的施策の立案に際しては、民間団体が策定したまちづくりのテーマ「GREEN & RELAX」並びに官民共有のまちづくりの羅針盤である「前橋市アーバンデザイン」を一部具体化することを念頭に置いて作業を進めた。



3 計画の期間

本計画は、令和5年（2023）度から令和14年（2032）度までの10年間を計画期間とする。

4 計画の策定方針

(1) 歴史まちづくりの土台となる取り組み

本市では、平成20年（2008）の歴まち法の成立を受け、将来的な歴まち計画の策定に向けた準備段階として、「歴史文化遺産の活用」を主眼とする取り組みから始めることとし、全国に誇りうる歴史文化遺産の発掘とその活用方法の研究に着手した。

①第1期歷史文化遺產活用委員會

設置期間：平成 25 年度（2013）～平成 26 年度（2014）

委員構成：歴史研究の専門家、学識経験者、有識者、文化人等の45名

活動内容：委員全員による「全体会議」のほか、「刀剣・甲冑」・「松平家」・「シルク・レンガ」など、本市と関りの深い歴史的テーマ別に10のプロジェクトチーム(PT)で協議。このほか、必要に応じて史料調査や視察調査なども行った。

最終提言：平成 27 年（2015）3 月に前橋市長に提言書を提出。「前橋を象徴する歴史空間の創造」と「歴史文化遺産を核とする都市交流」を主要テーマに 16 項目を提言。



第1期歴史文化遺産活用委員会提言書 「歴史都市まえばし 未来イメージ図」

②第2期歴史文化遺産活用委員会

設置期間：平成 27 年度（2015）～平成 28 年度（2016）

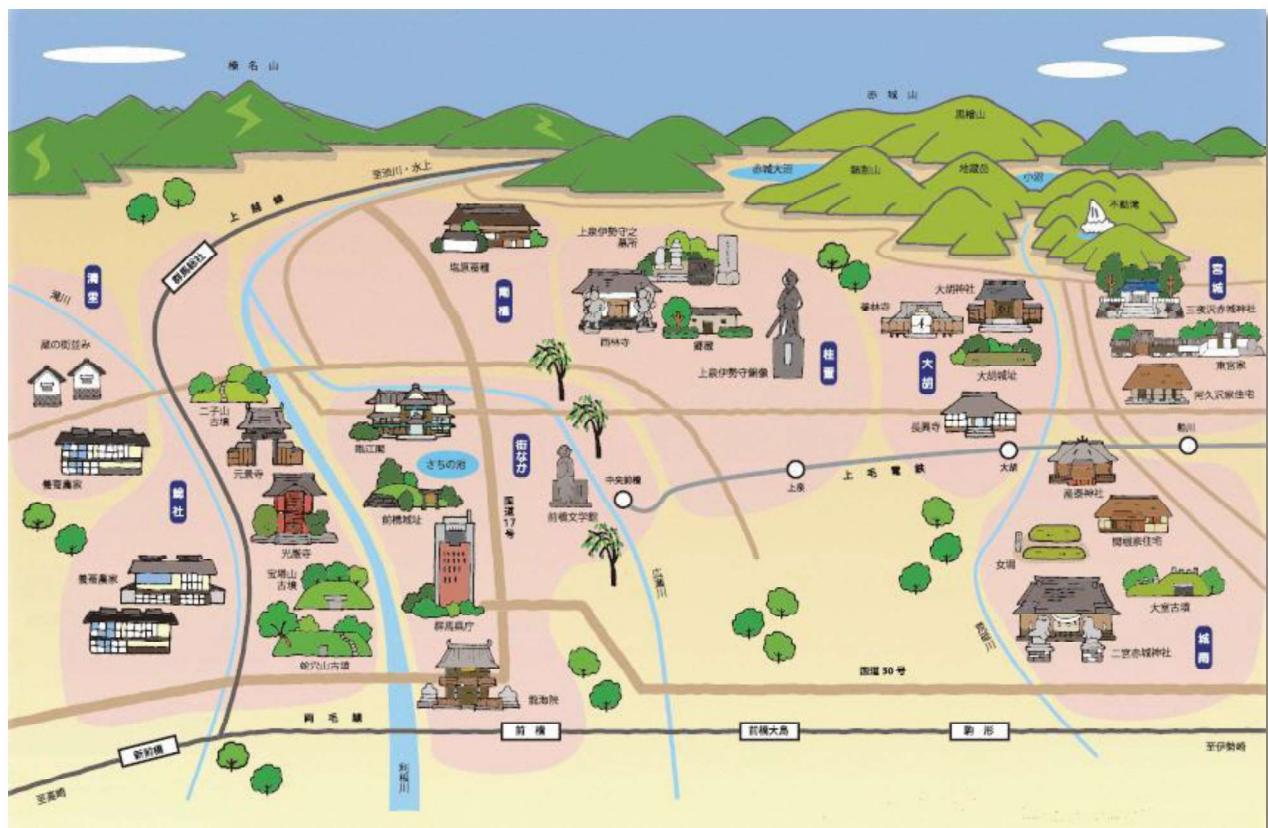
委員構成：市内 21 地区の地域づくり協議会委員・生涯学習奨励員・前橋
学市民学芸員ら 70 名

活動内容：地区別にPTを結成し、市内の「〇〇で最初・一番・唯一」に該当する歴史文化遺産の掘り起こし（オンリーワン型歴史文化遺産調査）やテーマ別の学習会などを実施した。

最終提言：平成 29 年（2017）3 月に前橋市長に提言書を提出。「歴史空間をつなぎ『歴史回廊化』」と「歴史と文化に立脚した『前橋学』の創造」を主要テーマに 13 項目を提言。



微弱光强下的全谱辐射探测器



第2期歴史文化遺産活用委員会提言書 「まえばし歴史空間マップ」

③前橋学市民学芸員

設置期間：平成 26 年（2014）～

認定要件：市主催の養成講座（各年度あたり 15 回）をすべて受講した者

※令和3年（2021）現在、7期295名を認定（認定証とバッジ授与）



活動内容：認定された市民学芸員は、市からの要請に応じて歴史文化遺産に関する調査やイベントの補助、歴史観光ガイドのガイド員として協力する。

※令和3年（2021）現在、調査・イベントの補助員として延べ1161名、歴史観光ガイドのガイド員として延べ318名が活動している。

(2) 歴まち計画策定基本方針

歴史文化遺産の活用を主眼とする取り組みを進める中で、本市には全国に誇りうる歴史文化遺産が存在し、それらを活用することがこれからのまちづくりに有効であることや、市外からの誘客につながることが明らかとなった。

また、平成30年（2018）から令和元年（2019）にかけて開催した「歴史まちづくりシンポジウム」や「府内勉強会」を通じ、本市で歴史まちづくりを進めることの意義や可能性が広く共有されたことを受け、令和2年（2020）から本市の事務分掌に「歴史まちづくり」が正式に追加されることとなった。

その際に定めた「歴まち計画策定基本方針」は、以下のとおりである。

- 計画の策定及び推進は、歴史まちづくり法の趣旨に則り、まちづくり・文化振興・文化財保護に関わる全ての部署が連携・協力して進める。
- 歴史的風致の設定・歴史的風致維持向上施設整備（以下、施設整備）の立案・歴史的風致形成建物の選定は、これまでの歴史文化遺産活用の取り組み（H25～）をベースに検討する。
- 特に、歴史的風致の設定に際しては、市内の文化財・歴史的資源を網羅しつつ、本市の歴史を象徴するストーリー※を軸に構成するとともに、学術的な裏付けを担保しながら作業を進める。
- 重点区域の設定は、複数の歴史的風致が重なり合い、施設整備によるまちづくりへの波及効果が高いエリアをターゲットとする。
- 施設整備の立案に際しては、他法令による既存の整備計画との整合に留意するとともに、更新または新設が予定されている公共施設整備等との複合化を模索する。
- その他の具体策としては、景観法に基づく景観誘導・規制措置や、新たな文化財調査、歴史的風致を活かした観光振興・担い手育成等、持続的な歴史まちづくりに資する取り組みを検討する。

【※前橋の歴史を象徴するストーリー】

「関東の華」の城下町



赤城山への信仰



東国文化の中心地



「生糸のまち」としての繁栄



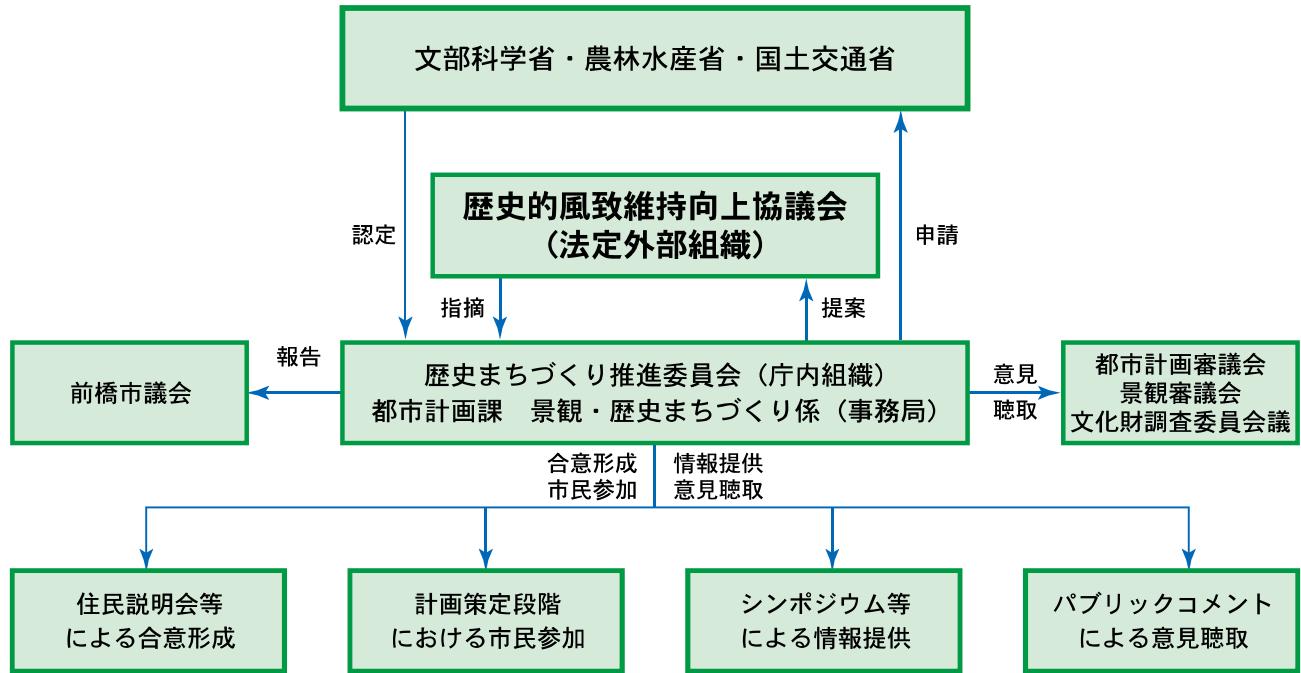
「生糸のまち」としての繁栄

暮らしの中の養蚕

宿場町で継承される伝統

5 計画の策定体制

本計画は、府内組織である「歴史まちづくり推進委員会」と、法第11条の規定に基づく「歴史的風致維持向上協議会」を両輪として作業を進め、パブリックコメント等による市民参加を経て策定した。



(1) 歴史まちづくり推進委員会

区分	所属・役職	
委員長	都市計画部長	
副委員長	都市計画部 都市計画課長	
委員	未来創造部	政策推進課長、交通政策課長
	財務部	財政課長、資産経営課長
	市民部	生活課長、大胡支所長
	文化スポーツ観光部	文化国際課長 觀光政策課長
	産業経済部	にぎわい商業課長
	都市計画部	建築指導課長、市街地整備課長
	建設部	道路建設課長、道路管理課長、公園緑地課長、公園管理事務所長
	教育委員会事務局	文化財保護課長、生涯学習課長

(2) 歴史的風致維持向上協議会

【委員】

区分	氏 名	所 属
学識	後 藤 治	工学院大学 理事長
	◎ 手 島 仁	(一社) 群馬地域学研究所 代表理事
	○ 戸 所 隆	群馬県文化財保護審議会 会長
	○ 村 田 敬 一	前橋市文化財調査委員会議 委員長
関係民間団体	大 塚 隆 夫	前橋市農業協同組合 代表理事組合長
	西 尾 仁 志	前橋商工会議所 議員 (有) 西尾呉服店 代表取締役社長
	橋 本 薫 (R2) 日下田 伸 (R3)	都市再生推進法人 (一社) 前橋デザインコミッショングループ 事務局長
	星 和 彦	(特非) 街・建築・文化再生集団 理事長
市民代表	野 中 和三郎 (R2) 堀 込 隆 邦 (R3)	前橋市自治会連合会副会長、大手町一丁目自治会長 〃 桃井地区代表理事、紅雲町二丁目自治会長
前橋市	文化スポーツ観光部長	
	都市計画部長	
	教育委員会事務局教育次長	

◎会長、○副会長

【オブザーバー】

区分	所 属
関係民間団体	前橋商工会議所
行政機関	国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 計画課
	群馬県 地域創生部 文化財保護課
	群馬県 県土整備部 都市計画課 まちづくり室

6 計画策定の経緯

年月	会議等
平成 25 年 8 月	第1期歴史文化遺産活用委員会発足
平成 26 年 4 月	文化国際課内に歴史文化遺産活用室を設置
平成 27 年 3 月	第1期歴史文化遺産活用委員会から提言書の提出（第1期提言書）
〃 8 月	第2期歴史文化遺産活用委員会発足
平成 29 年 3 月	第2期歴史文化遺産活用委員会から提言書の提出（第2期提言書）
平成 30 年 11 月	第1回歴史まちづくりシンポジウム（@群馬会館）
令和元年 7 月	第1回歴史まちづくり府内勉強会
〃 9 月	第2回歴史まちづくり府内勉強会
〃 11 月	第2回歴史まちづくりシンポジウム（@昌賢学園まえばしホール）
令和 2 年 4 月	都市計画課内に景観・歴史まちづくり係を設置
〃 5 月	前橋市議会（議長・各派代表者）へ計画策定方針の説明
〃 7 月	第1回歴史まちづくり推進委員会・WG（ワーキンググループ）
〃 9 月	第3回歴史まちづくりシンポジウム（@前橋プラザ元気21・民間との共催）
〃 11 月	第1回歴史的風致維持向上協議会
〃 12 月	第2回歴史まちづくり推進委員会・WG
令和 3 年 5 月	第3回歴史まちづくり推進委員会・WG
〃 6 月	第2回歴史的風致維持向上協議会
〃 8 月	三役への経過報告・関係部課長会議
〃 9 月	第3回歴史的風致維持向上協議会
〃 10 月	前橋市議会（建設水道常任委員会）への経過報告
〃 12 月	第4回歴史的風致維持向上協議会
令和 4 年 2 月	第4回歴史まちづくり推進委員会・WG
〃 3 月	市民向け歴史まちづくり計画策定状況報告会（@臨江閣）※中止 第5回歴史的風致維持向上協議会
〃 4 月	前橋市議会（建設水道常任委員会）への経過報告
〃 5 月	庁議での報告
〃 6 月	前橋市歴史的風致維持向上計画案に対するパブリックコメントの募集
〃 7 月	市民向け歴史まちづくり計画策定状況報告会（@臨江閣）

